

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(単位の修得の認定) 第6条の2 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、校長は、第21条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、 <u>36単位</u> を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。	(単位の修得の認定) 第6条の2 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、校長は、第21条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、 <u>30単位</u> を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(単位の修得の認定) 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、校長は、第19条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を実施校における履修とみなし、 <u>36単位</u> を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。	(単位の修得の認定) 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、校長は、第19条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を実施校における履修とみなし、 <u>30単位</u> を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第3条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

(単位の修得の認定)

第9条 略

2 前項の規定にかかわらず、校長は、第20条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の特別支援学校の高等部における履修を学校の高等部における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(単位の修得の認定)

第9条 略

2 前項の規定にかかわらず、校長は、第20条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の特別支援学校の高等部における履修を学校の高等部における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。